令和７年版　　Ｖｅｒ．１．０

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ．工事概要

１．工事場所　奈良県吉野郡東吉野村小　地内

２．建物概要

建物名	構造	階数	延面積（m2）	消防法令別表第一	耐震安全性の分類	備　考
公衆トイレ	木造	1階	建築図による	建築図による	建築図による	

３．工事種目　　●印をつけたもの を適用し、各一式とする。

工事項目／棟別及び屋外	A棟	B棟			屋外
空気調和設備	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○
衛生器具設備	●	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○
ガス設備	○	○	○	○	○
さく井設備	○	○	○	○	○
浄化槽設備	○	○	○	○	○
機械式駐車設備	○	○	○	○	○
井水揚水設備	○	○	○	○	○
撤去工事	●	○	○	○	○
環境配慮改修工事	○	○	○	○	○
建築工事	○	○	○	○	○
電気設備工事	○	○	○	○	○

Ⅱ．機械設備工事仕様

１．共通仕様

１）本仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様書等による。
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)(以下「標準仕様書」という。)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和７年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版)(以下「建築改修標準仕様書」という。)
- ・公共建築設備工事標準図(機械工事編)(令和７年版)(以下「標準図」という。)
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説（令和４年版)(以下「解体共通仕様書」という。)

２）工事種目に電気設備工事及び建築工事を含む場合は、その仕様は当該図面による。

２．特記仕様

１）項目及び特記事項は、※印または●印を適用し、●印を優先とする。

２）特記事項に記載の（　）内表示番号、〈　〉内表示番号、【　】内表示番号及び［　］内表示番号について、それぞれ標準仕様書、改修標準仕様書、建築改修標準仕様書及び解体工事共通仕様書の編・章・節・項を示す。

章	項　目	特　記　事　項
一般事項	●適用基準等	県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携　奈良県県土マネジメント部 建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集　奈良県県土マネジメント部
	●設計図書の優先順位	（１）質問回答書（以下（２）から（５）に対するもの） （２）現場説明書 （３）特記仕様書 （４）図面 （５）標準仕様書・改修標準仕様書 以上（１）から（５）の順番のとおりとする。　(1.1.1.1)〈1.1.1.1〉 ただし、明示なき材料、仕上げ等については、監督職員の指示による。
	●官公署その他への届出手続等	工事関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行うこと。 また、「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集(奈良県県土マネジメント部）」の書式を用いてあらかじめ監督職員に報告すること。　(1.1.1.3)(1.1.2.4)〈1.1.1.3〉
	●工事実績情報の登録	※行う（適用する）　○ 行わない　(1.1.1.4)〈1.1.1.4〉
	●書面の書式及び取扱い	現場説明書による。　(1.1.1.5)〈1.1.1.5〉
	○他工事との取合い	別記工事区分表による。　(1.1.1.7)〈1.1.1.7〉
	●疑義に対する協議等	設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり取り合い等の関係で設計図書によることが困難若しくは不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。 (1.1.1.8)〈1.1.1.8〉
	○概成工期	現場説明書による。　(1.1.2.1)〈1.1.2.1〉
	●実施工程表	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工に支障が無いよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。　(1.1.2.1)〈1.1.2.1〉
	●施工計画書	（１）工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。 （２）品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。 （３）（１），（２）の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。　(1.1.2.2)〈1.1.2.2〉
	●施工条件	現場説明書による。　(1.1.3.3)〈1.1.3.3〉
	●電気保安技術者	標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する電気保安技術者をおくものとする。 電気保安技術者は、(事業用電気工作物に係る工事の場合、電気事業法に基づく電気主任技術者の業務を補佐すると共に)、監督職員の指示に従い、当該現場における電気工作物の保安業務を行うものとする。　(1.1.3.2)〈1.1.3.2〉
一般事項	●工事用電力設備の保安責任者	工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め監督職員に報告する。 保安責任者は適切な保安業務を行うものとする。　【1.1.3.4】
	●施工中の安全確保	工事現場周辺の状況を調査判断し、本工事施工によって生じる騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、受注者の責任において直ちに誠意をもって対応する。　(1.1.3.5)〈1.1.3.5〉
	●交通安全管理	工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入りについては、必ず誘導員又は交通整理員を立て、交通渋滞、住民等の安全に留意すること。また、工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、監督職員などと十分打ち合わせのうえ、安全管理を行う。　(1.1.3.6)〈1.1.3.7〉
	●災害等発生時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。　(1.1.3.7)〈1.1.3.8〉
	●施工中の環境保全等	関係法令に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成したＪＩＳ　Ｚ　７２５３を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 (1.1.3.8)〈1.1.3.9〉
	●図面照査	設計図書の照査及び現場調査を行い、報告すること。
	●施工調査	（１）工事の着手に先立ち、施工調査を行い、監督職員に報告すること。 施工調査の内容は次による。 調査項目　改修対象建物及び同建物内設備配管・ダクト等・屋外埋設配管等埋設物 調査範囲　本工事と取り合いのある範囲及び本工事の施工により影響が及ぶ範囲 調査方法　スケール・レベル・目視による他、監督職員との協議による （２）工事範囲内の石綿含有建材の事前調査については有資格者（石綿含有調査者等）が行うこと。 （３）既設配管及び既設配管との接続部の試験方法及び試験圧力は、監督職員と協議により決定すること。 （４）次の関係者と当該工事に必要な事前打合せを行う。 ●施設管理者　○当該施設の電気主任技術者　○関係官公署（建築主事、消防署等） ○電気事業者　○（　　）　〈1.1.5.1〉〈1.1.5.2〉〈1.1.5.3〉〈2.2.9.7〉〈2.2.8.1〉〈2.2.8.2〉
	●地中埋設物等	標準仕様書又は改修標準仕様書によるほか、下記による。〈2.4.1.1〉〈2.4.1.2〉〈2.5.2.1〉 施工前に、当該工事にかかわる地中埋設物等（建物内又は既設コンクリート内の既設配管配線を含む）について事前調査を行い、報告書を提出すること。既設構造物の位置及び既設埋設配管の経路等が不明な場合は、探査方法及び試験堀方法を監督職員と協議する。
	●発生材の処理等	●再資源化を図るもの　(1.1.3.9)〈1.4.1.1〉〈1.5.1.1〉〈1.5.1.2〉 ●ｺﾝｸﾘｰﾄ塊　○ｱｽﾌｧﾙﾄｺﾝｸﾘｰﾄ塊　○ｺﾝｸﾘｰﾄ2次製品　○建設発生木材 ●再生資源利用［促進］計画（実施）書を提出する。 (建設副産物対策近畿地方連絡協議会編) ●産業廃棄物の処理 関係法令に従い構外搬出適切処理とし、産業廃棄物の処理状況が把握できる一覧表を作成し、監督職員に提出する。なお、県内の最終処分場に搬入することとなる場合は、奈良県産業廃棄物税条例相当額を支払うこと。 ○引き渡しを要するもの　(○ﾕﾆｯﾄ形ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ　○　　) ○現場において再利用を図るもの　(　　)
	●機材の品質等	別記(設備機材)に掲げる設備機材は、(一社)公共建築協会発行「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」に記載されたもの（ただし、評価の有効期限内のものに限る）を使用する。この場合、評価書の写しをもって、標準仕様書第１編1.4.2(3)の品質及び性能を有することの証明となる資料（製作図、試験成績書等は除く）にに替える。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 (1.1.4.2)〈1.1.4.2〉 本工事に使用する設備機材等のうち、設備機材等指定表等により特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものを使用する。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
	●建築材料・設備機器	建物内部（天井裏、床下、ＰＳ、ＥＰＳ、ＤＳ等を含む）及びダクト等の内部に使用する。 下記に掲げる各材料・機材等は、それぞれに定められた基準等に適合するものを選定する。 材料等：基準等 ①接着剤：次の１、２及び３を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 ３　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。なお、接着剤は可塑剤が添加されていない材料を使用する。（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものは除く） ②保温材 緩衝材 断熱材：次の１、２を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。　(2.3.1.2) ③塗料：次の１、２及び３を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少ないものであること。 ３　トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ないものであること。　(2.3.2.1) ④設備機器：製品を構成する建築材料は、次の１及び２を満足するものとする。 １　ホルムアルデヒド放散等級がＦ☆☆☆☆の規格に適合しているものであること。 ２　アセトアルデヒド及びスチレンが発散しないか、発散が極めて少少ないものであること。　(1.1.4.1)〈1.1.4.1〉 なお、Ｆ☆☆☆☆の規格に適合するものと規定された材料等で、Ｆ☆☆☆☆に適合する材料等がない場合は、監督員と協議を行うこと。
一般事項	○県産材木材の利用	県産材木材（奈良県県内において伐採・生産された原木を製材加工した製品）の利用に努めること。
	○建築物省エネ法対象機器	本工事は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53条)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を行っている。通知の詳細は監督員に確認すること。 対象設備　○空調熱源設備　○空調外気処理設備　○換気設備　○給湯設備 機器の消費電力、燃料消費量は、原則として表示された数値以下とする。
	○機材の検査に伴う試験	機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、試験に先立ち試験計画書を作成のうえ、監督職員に提出し、原則として監督職員の立ち会いを受けて行う。 ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。　(1.1.4.5)〈1.1.4.6〉
	●色彩による表示、標識その他	監督職員の指示による。　(1.1.4.2)(1.1.7.4)〈1.1.4.2〉〈1.1.8.5〉
	●機器及び配管の文字書き	屋外の文字書きは、ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄや調合ﾍﾟｲﾝﾄ等耐久性のあるもので記入する。
	○技能士	適用する資格は下記による。　(1.1.5.2)〈1.1.6.2〉 ○１級配管技能士（配管工事） ○１級熱絶縁施工技能士（保温工事） ○１級建築板金技能士（ダクト製作及び取付） ○１級冷凍空気調和機器施工技能士（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機の据付及び整備）
	○見本施工の実施	図示による。（図面番号　　）　(1.1.5.4)〈1.1.6.5〉
	○化学物質の濃度測定	実施する（※施工完了後　○着工前・施工完了後）　(1.1.5.10)〈1.1.6.11〉 測定対象化学物質　ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ、ﾄﾙｴﾝ、ｷｼﾚﾝ、ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ｽﾁﾚﾝ 測定対象室及び測定箇所数 室　名 / 箇所数 測定方法は監督職員の指示による。
	○中間技術検査の実施	県土マネジメント部の監督及び検査の実施に関する取り扱い要領により中間技術検査を行う。　(1.1.6.2)〈1.1.7.2〉
	●完成時の提出図書	次の図書を提出する（機器製作図含む）。　(1.1.7.1)～(1.1.7.3)〈1.1.8.1〉～〈1.1.8.4〉 ●完成図 （１）標準仕様書に基づき作成する。又は設計図に基づき全ての図面を完成図として作成する。その場合は施工図を完成図に添付するものとする。 製本サイズ（ＯＡ１　○ＡＡ２　●ＡＡ３）　提出部数（２）部 （２）原則として黒文字製本とし、表紙の書き方は監督職員の指示とする。 （３）完成図ＣＡＤデータを提出する。 参考ＣＡＤデータの貸与　○あり　○なし ●保全に関する資料等　（※１部　○「　　」部） **建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、官公署届出書類**、主要機器一覧表、総合調整測定表、連絡先、保証書、資格一覧表を提出する。 ●その他の引き渡し書類 施工図(制御システム図･機器配管固定の施工図等)、施工計画書、各種承諾図、工事写真、その他各種検査書類等を整理し、監督職員の指示する部数を提出する。 ○既存完成図の修正（多年度継続工事の場合） 既存完成図を今回工事の内容を含んだものに修正し、全体完成図として提出する。
	●工事写真・完成写真	●工事写真　「工事写真の撮影要領(建築工事・設備工事)(奈良県県土マネジメント部)」による。 ●完成写真　※工事写真に準じて作成する。　○下表による。　(1.1.2.4)〈1.1.2.4〉 分類・規格 / 撮影枚数 / 部数 / 原板の大きさ(mm) ○カラーサービス版　○0　○6　○9 ○カラーキャビネ版　監督職員指示箇所 （ただし、上記写真は、アルバム製本とする。） ○完成写真として、全紙パネルを　部提出する。
共通事項	○電動機	電動機出力が0.75kW以上の低圧三相かご形誘導電動機の規格は、JIS C 4213（低圧三相かご形誘導電動機－低圧トップランナーモータ）による。　(2.1.2.1)
	○機器附属盤	機器に付属する制御及び操作盤の仕様の優先順位は、次の（１）～（３）の順番のとおりとする。 （１）図示による。（図面番号　　） （２）標準仕様書第２編表2.1.3～2.1.8による。 ただし、標準仕様書各編で製造者の標準仕様と明示されたものは除く。また、同表の各機材ごとの△印の項目を、○適用する ○適用しない インバータ用制御及び誘導電動機の始動方式は、 ※標準仕様書による。 ○図示による（　　） （３）製造者の標準仕様　(2.1.2.2)〈2.1.2.1〉
	総合調整 ○空気調和設備	○風量調整（測定共）　○水量調整（測定共）　(1.1.5.6)〈1.1.5.6〉 ○室内外空気の温湿度測定　○室内気流じんあいの測定 ○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
	総合調整 ○換気設備	○風量調整（測定共）　○室内気流じんあいの測定　(1.1.5.6)〈1.1.5.6〉 ○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）
	総合調整 ○排煙設備	○風量調整（測定共）　○騒音の測定（測定箇所及び規制値は図示による）(1.1.5.6)〈1.1.5.6〉
	総合調整 ●給水設備	●飲料水の水質の測定　(1.1.5.6)〈1.1.5.6〉 ●平成15年3月25日付け厚生労働大臣告示第119号第二の一の１の（４）による ○水道法施行規則第10条による水質検査 ○雑用水の水質の測定 ※建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第四条の二による

共通	●継手	管端コア付鋼管を除く塩化ビニルライニング鋼管、耐熱性塩化ビニルライニング鋼管及びポリ粉体鋼管で、ねじ接合する場合の継手は管端防食継手とし、パイプニップルは管端防食継手用パイプニップルとする。 (2.2.1.2) 呼び径60Su以下の一般配管用ステンレス鋼管 (2.2.5.7) ○ プレス式　○ 拡管式 ○
	●一般用弁の耐圧	図面に明記なき一般用弁の耐圧は、下記による。 水道直結配管に使用する弁は、JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁とする。 その他配管に使用する弁は、※JIS又はJV 0.49MPa(5K)弁　○JIS又はJV 0.98MPa(10K)弁
	○鋼管用伸縮管継手	※ベローズ形　○スリーブ形 (2.2.2.7)
	●異種管の接合及絶縁継手	●異種管の接合要領 (2.2.5.16) ※標準図（施工３）　○図示　（図面番号　　） ○機器接続部の金属材料と配管材料のイオン化傾向が大きく異なる場合（鋼とステンレス、銅と鋼）は、絶縁継手を使用し、設置箇所及び絶縁継手の仕様は図示による。 （図面番号　　） (2.2.2.12)(2.2.4.1)<2.2.2.1>
	○量水器	○直読式　○遠隔式 (2.2.2.16)
	○緊急遮断弁装置	駆動方式　○電気式　○機械式 (2.2.2.22)
	○水栓柱	本体　※合成樹脂製　○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製　○ｽﾃﾝﾚｽ製　○人造石とぎ出し製 (2.2.2.23) 寸法　※約70mm×約70mm×約1,300mmＨ　○
	○不凍水栓柱の寸法	※全長約1,500mm　○ (2.2.2.24)
	●スリーブ	（１）外壁の地中部分等水密を要する部分のｽﾘｰﾌﾞ　※つば付鋼管　○ （２）地中部分で水密を要しない部分のｽﾘｰﾌﾞ　※ビニル管（ＶＵ）　○ （３）柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径２００mm以下の部分　※紙製仮枠 （４）上記以外の鋼管製スリーブ　※白管　○ (2.2.2.27)<2.2.8.1>
	○瞬間流量計	○固定形　個　○着脱可能形（測定用ﾀｯﾋﾟﾝｸﾞ　個、本体　個） (2.2.3.8)
	○建物導入部配管	※不同沈下の恐れがない (2.2.4.1)(2.2.5.10)<2.2.4.1><2.2.5.10> ○不同沈下の恐れがある 標準図（施工4）のﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気管を除く。
	○空調機用ﾄﾗｯﾌﾟの形式	図示による。（図面番号　　） (2.2.4.8)<2.2.2.8>
	○ファンコイルの流量弁	○流量調整弁（図面番号　　）　○定流量弁（図面番号　　） (2.2.4.2)<2.2.2.2>
	●管の接合	●ビニル管　（※接着接合　○ゴム輪接合） (2.2.5.9)<2.2.3.10> ○ポリエチレン管　（○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.10)<2.2.5.10> ○建物導入部において異種管との接続がある 接続部の点検枡の構造　（○ＴＣ－１　○ＴＣ－２） ○架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管　（○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.11)<2.2.3.12> ○ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管　（○熱融着接合　○電気融着接合　○ﾒｶﾆｶﾙ接合） (2.2.5.12)<2.2.3.13> ○耐火二層管　（※接着接合　○ゴム輪接合） (2.2.5.14)<2.2.3.15> （伸縮継手の設置箇所は図示による（図示番号　　）） ○冷媒配管　（○微燃性冷媒を使用する（※ろう付け　○フランジ接合）） (2.2.4.6)<2.2.4.6>
	○溶接部の非破壊検査	※実施しない (2.2.5.15)<2.2.3.16> ○実施する　（○放射線透過検査　○浸透探傷検査又は磁粉探傷検査） 判定基準　（　　） 抜取率は下記による。

種別 / 使用圧力 / 検査の種類		蒸気配管 1.0MPa未満	蒸気配管 1.0MPa以上	冷却水、冷温水、消火(水用)及び油配管
溶接部の種類	放射線透過検査（RT）	※　５ %	※　10 %	※　５ %
突合せ溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査（PT又はMT）			
すみ肉溶接部	浸透探傷検査又は磁粉探傷検査(RT又はMT)	○（　%）	○（　%）	○（　%）

工場溶接部については適用された抜取率の１/５としてもよい。

共通	●配管・ダクトの吊り及び支持	（１）土間埋設配管の吊りはﾋﾟｯﾄ内（材質はｽﾃﾝﾚｽ鋼製）に準じる。 （２）鋼管、鋳鉄管及びｽﾃﾝﾚｽ鋼管の配管呼び径40以下、ﾋﾞﾆﾙ管、ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管、ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管及び銅管の呼び径20以下の管の形鋼振止め支持は、 (2.2.6.3)<2.2.4.3> ※不要　○要（支持間隔は図示による。（図面番号　　）） （３）吊り及び支持は、標準図（施工13～17）による。
	○地中埋設管の埋戻土	コンクリート管以外の管を地中埋設とする場合は、管及び被覆樹脂を傷めぬよう山砂の類で管の周囲を埋戻した後、掘削土の良質土で埋戻す。 (2.2.7.1)<2.2.5.1>
	○管の埋設深さ	（１）一般敷地　※３００mm　○ (2.2.7.2)<2.2.5.2> （２）構内車両通路　※６００mm　○
	○地中埋設標及び埋設表示用ﾃｰﾌﾟ	（１）給水管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ（※要　○不要） （２）消火管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ（※要　○不要） （３）ガス管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ（※要　○不要） （４）油　管　地中埋設標　（※要　○不要）　埋設表示ﾃｰﾌﾟ（※要　○不要） （５）地中埋設標の設置箇所は図示による。（図面番号　　） （６）埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置は図示による。 （図面番号　　） （７）埋設表示ﾃｰﾌﾟの土被りは150mm程度とする。 (2.2.7.1)(6.2.2.3)<2.2.5.1><6.2.2.3>
	○防火区画貫通部の処理	標準図（施工１）による。 (2.2.8.1)<2.2.6.1>
	●保温	（１）保温種別は、標準仕様書第２編表２．３．２及び表２．３．５による。ロックウール保温材、グラスウール保温材及びポリスチレンフォーム保温材が併記されている箇所は、どれを使用してもよい。ただし、給水管、排水管で、床下、暗渠内（ピット内を含む）、屋外露出及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）は、ポリスチレンフォーム保温材とする。

共通		（２）共同溝の保温種別は、図示による。 （３）配管の保温外装は、次による。 【空気調和設備】（断熱材被覆銅管を含む） 屋内：隠蔽部（機械室等の露出配管、暗渠内を含む）　※不要　○要 露出部　※合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２　○合成樹脂カバー３ ○保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂） 屋外：※ステンレス鋼板　○溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　○カラー亜鉛鉄板 ○保温化粧ケース　（○塩化ビニル樹脂　○アルミ合金 ○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板） 保温化粧ケースの下部カバー　○要　※不要 【給排水衛生設備】 屋内：隠蔽部（機械室等の露出配管、暗渠内を含む）　※不要　○要 露出部　※合成樹脂カバー１　○合成樹脂カバー２　○合成樹脂カバー３ ○保温化粧ケース（塩化ビニル樹脂） 屋外：※ステンレス鋼板　○溶融ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛鉄板　○カラー亜鉛鉄板 ○保温化粧ケース　（○塩化ビニル樹脂　○アルミ合金 ○溶融アルミニウム-亜鉛鉄板　○ステンレス鋼板） 保温化粧ケースの下部カバー　○要　※不要 （４）鋼板製タンクの保温は　※行わない　○行う（蓋の部分は行わない） （５）次のダクト等に保温を行う。 ○換気用ダクト　○ 外気取入れ用ダクト　○排気用ダクト ○空調している建物内の還りダクト　○屋内外露出排煙ダクト ○内貼りしたダクト及び内貼りしたチャンバー ○断熱材付フレキシブルダクト及びたわみ継手 ○屋外露出の煙道及び煙突　○暗渠内のダクト　○厨房排気用ダクト （６）次の管、弁、フランジ等に保温を行う。 ○放熱器廻り蒸気管及び温水管 ○蒸気還管 ○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の各種装置廻りの配管 ○蒸気管及び温水管で、屋内及び暗渠内の弁、ﾌﾗﾝｼﾞ、伸縮管継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等 ○冷凍機の冷却水管 ○ポンプ廻りの防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ ○各種タンク類のオーバーフロー管及びドレン管 （冷水、冷温水タンクの第１バルブまでを除く） ○エア抜弁以降の配管及び排泥弁以降の配管等 ○油管　○断熱材被覆銅管 ○衛生器具の附属品と見なされる器具及び配管 （流し下部の床上排水管を含む） ○給水管で、ポンプ廻りの防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ ○給水及び排水の地中又はコンクリート埋設配管 ○給湯管で、屋内及び暗渠内の弁、ﾌﾗﾝｼﾞ、伸縮管継手、防振継手、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｼﾞｮｲﾝﾄ等 ○保温付被覆銅管 ○排水管で、暗渠内配管（ピット内を含む）、最下階の床下配管、屋外露出配管及び耐火二層管 ○通気管（排水管の分岐点より１００mm以下の部分を除く） ○消火管 ○厨房機器及びガス湯沸器廻りの給水、排水及び給湯管　（図面番号　　） （７）寒冷地等での保温厚は、図示による。 （８）高圧（0.1MPa）以上の蒸気管及び蒸気ヘッダーの保温厚は、図示による。 （図面番号　　） （９）ファンコイルユニット等のドレン管の保温は、給排水設備工事の排水管による。 （10）エアー抜き管の保温厚は２０mmとし、仕様は当該配管の項に準ずる。 （11）保温を施す空調用タンクの蓋の保温　※要　○不要 （12）全熱交換形換気扇の給気ダクトの保温　※要　○不要　(2.3.1.4)(2.3.1.5) （13）消火用充水タンクの保温　※要　○不要　(2.3.1.6)<2.3.1.3>
	○塗装	（１）塗料を屋内で使用する場合のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※Ｆ☆☆☆☆　○ （２）調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗料　※JIS K 5516(合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ)の１種　○ ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ塗りの塗料　※JIS K 5492(ｱﾙﾐﾆｳﾑﾍﾟｲﾝﾄ)の１種　○(2.3.2.1) （３）電気設備における現場で行う塗装は、以下のとおりとする。 <2.3.2.1> 塗装の色合等は監督職員と協議する。 さび止め塗装が施された金属製ブルボックス等の機材 隠ぺい部　※塗装しない 屋内露出部　○ 図示による（図面番号　　）　○ 塗装しない　○ 塗装する 屋外露出部　○ 図示による（図面番号　　）　○ 塗装しない　○ 塗装する 亜鉛めっきが施された機材 隠ぺい部　※塗装しない 屋内露出部　○ 図示による（図面番号　　）　○ 塗装しない　○ 塗装する 屋外露出部　○ 図示による（図面番号　　）　○ 塗装しない　○ 塗装する
仮設工事	●工事用仮設物	構内につくることが　※できる　○できない
	○騒音・粉じん等の対策	○防音パネル [２.1.3] ○防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置位置　○
	○足場等	※別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省　令和5年12月）によることとし、足場の組立て、解体又は変更の[作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)[２.２.1]手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。
	○仮設間仕切り	○設ける 仮設間仕切りの種類 [2.3.2]　[表2.3.1]

種別	材質	片面への塗装
※Ｃ種	シート張り	
○Ｂ種	○合板張り（厚さ　○9.0　○　　）	○行う
○Ａ種	○せっこうボード張り（厚さ　○9.5　○　　）	

設置場所　○ [2.3.2]
仮設扉の種別　※木製扉、合板張り程度　○ [2.3.2]
設置場所　○

共通	○監督員事務所	○設ける 位置　○既存建物内の一部を使用する ○構内に新設する 規模　○10㎡程度※20㎡程度○30㎡程度○65㎡程度○100㎡程度 仕上げの程度 (1.2.1.1)<1.2.2.7>

部位	仕様
床	※合板張り又はビニルシート張り　○
内壁・天井	※合板張り又は石膏ﾎﾞｰﾄﾞ張り＋塗装　○
屋根	※塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り又は鉄板張り＋塗装 ○

監督員事務所の備品等
○設ける（種類及び数量は監督職員の指示による）
○設けない

種類		設置場所
○万能塀	○高さ2.0m ○高さ3.0m	○
○フェンスバリケード	○高さ1.8m	○
○キャスターゲート	幅　○3m　○6m 高さ ○1.8m	○

共通	○土工事	○地中埋設管を除き、埋め戻し及び盛土は、 (2.4.2.1) ※根切り土の中の良質土を使用し、十分な締め固めを行う。 <2.7.1.1> ○山砂の類を使用し、十分な締め固めを行い、水締めを行う。 ○残土処分 ※公的な受入施設又は県マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出 ○構内指示の場所に敷きならし　（図面番号　　）
	○ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	図面に明記なきコンクリート設計基準強度及びスランプは、下記による。 (2.4.4.1) 設計基準強度　※１８Ｎ/mm²以上　○ <2.7.3.1> スランプ　※１８cm以下　○ 少量（１m³以内）の場合は、配合計画書により強度試験を省略することが出来る。
	●鋼材工事	鋼製架台、はしご等の機器付属金物及び配管、ﾀﾞｸﾄの支持金物の屋外部分は、ｽﾃﾝﾚｽ鋼製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき（※2種35　○2種50）とする。 ただし、ﾋﾟｯﾄ内等多湿箇所の吊り及び支持金物はｽﾃﾝﾚｽ鋼製（SUS304）とする。 (2.4.6.2)<2.7.5.2>
	○耐震施工	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1)機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

	機器種別	○特定の施設 重要機器	○特定の施設 一般機器	※一般の施設 重要機器	※一般の施設 一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 (3.2.1.1)(5.2.2.1)
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。 (3.1.5.7)(4.2.4.1)
・重要機器は次のものを示す。 <2.4.1.2><3.2.1.1>
○給水機器（　　） <4.2.4.1><5.2.1.7><5.2.2.1>
○排水機器（　　）
○換気機器　○空調機器　○熱源機器　○防災設備
○監視制御設備　○危険物貯蔵装置　○火を使用する設備　○避難経路上に設置する機器
(2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

共通	●はつり	電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用すること。 既存のｺﾝｸﾘｰﾄ床、壁等配管貫通部の穴開けは、原則としてﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰを使用する。なお、復旧はﾓﾙﾀﾙ又はﾛｯｸｳｰﾙを充てんする（建築基準法令に適合させること）。 また、はつり作業に先立ち、石綿含有仕上げ塗材がある箇所の配管貫通部等は、関係法令の作業基準に従い、除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤し、手ばつりにより除去する。 <2.4.1.1><2.4.1.3><2.4.1.6> 鉄筋や埋込配管等の調査 ●金属探知機により行う　○放射線透過検査により行う
	○容量等の表示	機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 ただし、電動機の出力、燃料消費量及び圧力損失は表示された数値以下とする。
	○防火区画	○平面階　○図示（図面番号　　）　○
	○掲示板	機械室に操作順序、注意事項、連絡先及び系統図等を描いた掲示板を設ける。
	○マンホール、蓋類	※用途名入りとする。　○県名入りとする。
	●取替機器	機器を取り替えた場合、取替日、受注者、施工者名及び能力を記した銘板を取付ける。

令和７年版　Ｖｅｒ．１．０

共通事項	○あと施工アンカー	鉄筋や埋込配管等の調査（○行わない　○金属探知機により行う） 性能確認試験　○行う　○行わない 施工後確認試験　○行う　○行わない 確認強度は、(一社)日本建築あと施工アンカー協会によるあと施工アンカー基準試験法による。 試験箇所数は、建築改修標準仕様書による。
	○天井点検口	天井点検口の裏側に用途名称を付す。
	●機器の据付	仕様書等に記載ないものに関しては、メーカー据付要領を参照として、施工計画書にもりこむこと。
空気調和設備	○方式	※新設　○改修 ○全空気方式（○中央　○各階ﾕﾆｯﾄ） ○ﾌｧﾝｺｲﾙ･ﾀﾞｸﾄ併用方式　○個別方式 ○既設 ○全空気方式（○中央　○各階ﾕﾆｯﾄ） ○ﾌｧﾝｺｲﾙ･ﾀﾞｸﾄ併用方式　○個別方式
	○主要空調機器	○ボイラー　○温風暖房機　○温水発生機 ○遠心冷凍機　○スクリュー冷凍機　○吸収冷凍機 ○冷却塔　○チリングユニット　○空気熱源ヒートポンプユニット ○直だき吸収冷温水機　○小型吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ　○ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置 ○水蓄熱ユニット　○ユニット形空気調和機　○コンパクト形空気調和機 ○パッケージ形空気調和機　○ガスエンジン式パッケージ形空気調和機 ○ファンコイルユニット　○空気清浄装置　○全熱交換器　○放熱器
	○設計時の温湿度条件	屋外：冬期　温度(DB) 0.5℃　湿度(RH) 66.5% 屋外：夏期　温度(DB) 35.8℃　湿度(RH) 50.9% 屋内（調整目標値）一般事務室：冬期　温度(DB) 22℃　湿度(RH) 40% 屋内（調整目標値）一般事務室：夏期　温度(DB) 26℃　湿度(RH) 50% 屋内（調整目標値）：冬期　温度(DB) ℃　湿度(RH) % 屋内（調整目標値）：夏期　温度(DB) ℃　湿度(RH) %
	○ダクトの種別	※低圧ダクト　○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.3)(3.2.2.2)〈3.2.2.2〉
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が１５００mm以下の部分） （○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）　(3.2.2.1)～(3.2.2.7) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。　〈3.2.2.1〉～〈3.2.2.5〉
	○チャンバー等	製作及び取付は、標準仕様書第３編２．２．２「アングルフランジ工法ダクト」の当該事項による。 消音内貼　※要（標準仕様書第２編表２．３．２及び表２．３．４による。） ○不要　(2.3.1.4)(3.1.14.6)(3.2.2.2)(3.2.2.5)
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製　○グラスウール製　(3.1.14.7) ボックスの吊りは３点支持を標準とし、これによらない場合は監督職員との協議による。
	○風量測定口の取付位置	図示による。（図面番号　　）　(3.2.2.5)〈3.2.2.5〉
	○配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。　(2.2.1.2)〈2.2.3.7〉 （１）冷温水管･膨張管･エアー抜管･膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA,SGP-H-FVA,SGP-H-FCA) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ○架橋ポリエチレン管 ○ポリブデン管 （２）冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA) ○ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） （３）蒸気給気管 ※配管用炭素鋼鋼管(黒管) ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40) （４）蒸気還管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40) ○一般配管用ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ○ （５）高温水管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管)　○Sch40　○Sch80 ○ （６）油管 ※配管用炭素鋼鋼管(黒管)（トラフ内共） ○ （７）空調用給水管 ○硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA) ○ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA) ○水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) ○ （８）空調用排水管 ○硬質塩化ビニル管(VP) ○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) ○結露防止層付硬質塩化ビニル管（屋内） ○ （９）冷媒管 ※断熱材被覆銅管 ○銅管 ○圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370黒管Sch40)
	○定風量ユニット 変風量ユニット	○メカニカルタイプ　○風速センサータイプ　(3.1.15.13)(3.1.15.14) 制御については図示による。（図面番号　　）
	○地下オイルタンク	（１）本体　※地下オイルタンク 記号 TO-　(2.2.3.6)(3.1.13.7) ○鋼製強化プラスチック製二重殻タンク　記号　TOSF- （２）蓋　※WPM-AW800　○WPM-AW700　○WPM-A450　○ （３）タンク室　○設けない(コロッケ形)　○ （４）コンクリート工事　※本工事　○別途建築工事 （５）コンクリート躯体工事　※本工事　○別途建築工事 （６）内部充填砂　※本工事　○別途建築工事
		（７）タンク外面防護処理 ※施工しない ○施工する　（○アスファルト被覆　○エポキシ樹脂被覆　○　　） （８）基礎杭　※不要　○要 （９）遠隔油量指示計　※設ける　○設けない （10）副指示計　※設ける　○設けない
	○バーナーの制御方式	○オン･オフ制御　○ハイ･ロー制御　○比例制御　○（　　） (3.1.1.1)(3.1.2.1)～(3.1.2.4)
	○鋼板製煙道等	図面に明記なき鋼板製煙道の厚さ　※３．２mm　○４．５mm　(3.1.1.2) 煤煙濃度計取付座及び煤塵量測定口の箇所は図示による。　(3.2.1.3) （図面番号　　）
	○ばい煙濃度計	○設けない　(3.1.1.3) ○設ける（電源制御盤より取り出し配管配線は本工事に含む。） ※送風機付き　○送風機なし
	○給水軟化装置	（１）運転方式　※自動式　○手動式　(3.1.1.5) （２）イオン交換樹脂筒　※１筒式　○ （３）処理水用硬度測定器　※設ける　○設けない
	○無圧式温水発生器の本体内面防錆処理	ステンレスを除く鋼製の場合の内面防錆処理は　(3.1.2.2) ○溶融亜鉛めっき２種45　○溶融アルミニウムめっき２種 ○熱媒水に腐食抑制剤を添加する方法
	○冷凍機	○チリングユニット　仕様等図示による。（図面番号　　）(3.1.3.1)～(3.1.3.7) ○空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ　仕様等図示による。（図面番号　　） ○遠心冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○スクリュー冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○吸収冷凍機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○吸収冷温水機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○吸収冷温水機ユニット　仕様等図示による。（図面番号　　） 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○冷却塔	仕様等図示による。（図面番号　　）　(3.1.6.7) 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ装置	仕様、システム等は図示による。（図面番号　　）　(3.1.4.1)～(3.1.4.16) 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○氷蓄熱ユニット	仕様等図示による。（図面番号　　）　(3.1.5.1)～(3.1.5.11) 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.1)(3.2.1.9)
	○空気調和機	○ユニット形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○コンパクト形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○デシカント空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○ファンコイルユニット　仕様等図示による。（図面番号　　） ○カセット形ファンコイルユニット　仕様等図示による。（図面番号　　） ○パッケージ形空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○マルチパッケージ型空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　　） ○ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機　仕様等図示による。（図面番号　　） 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.1.7.1)～(3.1.7.8)(3.2.1.1)
	○空気清浄装置	フィルターの形式等図示による。（図面番号　　）　(3.1.8.1)～(3.1.8.5)
	○回転形全熱交換器	回転数制御装置は図示による。（図面番号　　）　(3.1.9.1)～(3.1.9.4)
	○全熱交換ユニット	運転表示灯及び操作スイッチ等は図示による。（図面番号　　） (3.1.9.1)～(3.1.9.4)
	○放熱器及び放熱器付属品	ファンコンベクターの吹出口、吸込口、エアフィルター等図示による。 （図面番号　　） コンベクター、パネルラジエーターの寸法、放熱能力等図示による。 （図面番号　　）(3.1.10.1)～(3.1.10.11)
	○送風機	電動機の仕様等は図示による。（図面番号　　）　(3.1.11.1)～(3.1.11.4) 水抜き穴（※設けない　○設ける） 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.18)〈3.2.1.18〉
	○ポンプ類	本体及びﾍﾞｰｽの材質、構成、形式、ﾌｰﾄ弁の口径、電動機等図示による。 （図面番号　　）　(3.1.12.1)～(3.1.12.6) 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.19)〈3.2.1.19〉
	○還水タンク	本体材質　○ＳＵＳ３０４　○ＳＵＳ３１６　○ＳＵＳ４４４ 配管接続は図示による。（図面番号　　）　(3.1.13.2)
	○膨張タンク	○開放形膨張タンク（○鋼板製　○ステンレス鋼板製(SUS304)）　(3.1.13.5) ○密閉形隔膜式膨張タンク（溶接栓　○あり　○なし）　(3.1.13.6)
	○ヘッダー	還水管接続口　○設ける　○設けない 排水管接続口　○設ける　○設けない　(3.1.13.9)
	○ダクトの種別	※低圧ダクト　○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.1)(3.2.2.1)〈3.2.4.5〉
	○ダクトの工法	○アングルフランジ工法　○スパイラルダクト　○フレキシブルダクト ○コーナーボルト工法（長辺が１５００mm以下の部分） （○共板フランジ工法　○スライドオンフランジ工法）　(3.1.14.3)～(3.1.14.10) 屋外に設置するダクト類にはシール等で水密を確保する。　〈3.2.2.1〉～〈3.2.2.5〉
	○厨房用排気ﾀﾞｸﾄの板厚	厨房用排気ダクトの板厚は下記による。　(3.1.14.3)(3.2.2.2) ダクトの長辺(mm)：450以下　適用表示厚さ(mm)：（　　） ダクトの長辺(mm)：450を超え、750以下　適用表示厚さ(mm)：（　　） ダクトの長辺(mm)：750を超え、1500以下　適用表示厚さ(mm)：（　　） ダクトの長辺(mm)：1500を超え、2200以下　適用表示厚さ(mm)：（　　）
	○送風機	電動機直動式の場合の極数等図示による。（図面番号　　） 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.1.11.1)～(3.1.11.4) (3.2.1.18)〈3.2.1.18〉
	○吹出口及び吸込口ボックスの材料	※亜鉛鉄板製　○グラスウール製　(3.1.14.7)
換気設備	○排気フード	（１）排気フードの補強、支持金物、接合材等は、亜鉛鉄板製ダクトの当該事項によるものとし、材質は次による。　※ステンレス鋼板(補強共)　○亜鉛鉄板 （２）フード囲いにダンパー類の点検口を　○設ける　○設けない （３）フードの内側周囲にはといを設け、といには呼び径10～20の黄銅製コック、プラグ又はステンレス製コックを　○設ける　○設けない　(3.1.14.8)
	○グリス除去装置	○グリスエクストラクター　○グリスフィルター　(3.1.14.11)
	○防煙ダンパー 防火防煙ﾀﾞﾝﾊﾟｰ ピストンダンパー	防煙ダンパー、防火防煙ダンパーの復帰方式　(3.1.15.8)～(3.1.15.10) ※遠隔復帰式（電気式(定格入力 DC24V 0.6A以下)）　○手動復帰式 ピストンダンパーの復帰方式　※遠隔復帰式　○手動復帰式
	○水板管	厨房、浴室等の多湿箇所の排気ダクトに設ける。（図面番号　　）　(3.2.2.1)
排煙設備	○排煙対象部分	○廊下　○事務所　○図示による。（図面番号　　） ○最大面積　㎡
	○ダクトの種別	○高圧１ダクト　○高圧２ダクト　(3.1.14.5)(3.2.2.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ダクトの工法	※アングルフランジ工法　○　(3.2.2.1)(3.2.2.2)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○ダクトの材料	※亜鉛鉄板製　○普通鋼板製　(3.1.14.1)(3.2.2.4)(3.2.2.5)
	○排煙口及びﾀﾞﾝﾊﾟｰ	（１）形状は図示による。（図面番号　　） （２）排煙口の作動　○手動（○機械式　○電気式）　○煙感知器連動　(3.1.15.6) （３）ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管、配線は（○　工事）とする。　(3.2.3.2)(3.2.3.3)
	○排煙機	形式　※遠心送風機　○斜流送風機　○軸流送風機　(3.1.11.4) 基礎等は図示による。(図面番号　　)　(3.2.1.18)
自動制御設備	○自動制御設備一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。（図面番号　　）(4.1.1.1)(4.1.1.1)
	○自動制御機器	操作部電動弁の開閉状態を遠方表示するための電気接点は図示による。 （図面番号　　）　(4.1.2.3)
	○中央監視制御装置一般	システム構成、仕様及び機能は図示による。（図面番号　　）　(4.1.4.1)
	○中央監視盤	システム構成、仕様及び外観形状は図示による。 （図面番号　　）　(4.1.4.2)
	○周辺装置	印字装置の方式は図示による。（図面番号　　）　(4.1.4.3) 集合表示装置は図示による。（図面番号　　） インターホンは図示による。（図面番号　　）
	○端末装置	種類及び機能は図示による。（図面番号　　）　(4.1.4.4)
	○電気計装用機材	電線及びｹｰﾌﾞﾙの規格、通信信号線の規格及び使用区分、線径及び本数は図示による。 電線管及び付属品等の規格は図示による。（図面番号　　）　(4.1.5.1)
衛生器具設備	○給水仕様	○水道水　○再生水　(5.1.1.2)
	○温水洗浄式便座	加熱方式　（○ 貯湯式　○ 瞬間式）　(5.1.1.2) 温風乾燥機能（○ あり ○ なし）　(5.1.1.12) 擬音装置　（○ あり ○ なし） リモコン　（○ あり ○ なし）
	○大便器ユニット	大便器の種類及び給水装置の組合せ、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様、配管は図示による。 （図面番号　　）　(5.1.1.3)
	○小便器ユニット	小便器の種類及び節水装置の組合せ、配管、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様は図示による。 （図面番号　　）　(5.1.1.3)
	○洗面器ユニット	洗面器の種類及び給湯管の要否、配管、ケーシングの化粧前板･甲板の仕様は図示による。 （図面番号　　）　(5.1.1.3)
	○壁掛型汚物流しユニット	汚物流しの種類、ホース付ストーマ装具洗浄用水栓、給湯方式、配管材料は図示による。 （図面番号　　）　(5.1.1.3)
	●その他のユニット	掃除流しユニット、手洗器ユニット、車椅子対応ユニット等の仕様は図示による。 （図面番号　M-05　　）　(5.1.1.3)
	○浴室ユニット	プラスチック浴槽ふた、照明の種類、給水･給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。（図面番号　　）　(5.1.1.4)
	○複合浴室ユニット	照明の種類、給水･給湯管の要否、管材、壁・床・天井、付属品の仕様は図示による。 （図面番号　　）　(5.1.1.5)
	●大便器用洗浄弁	操作方式　●手動式 ○電気開閉式（○センサー式　○タッチスイッチ式）　(5.1.1.8)
	○化粧棚	陶器製又は金属製の縁付きとし、大きさは図示による。　(5.1.1.10) （図面番号　　）
	○水石鹸入れ	○手洗器一体型　○手洗器分離型　○自動供給式　○　(5.1.1.11)
	●自動水栓	電源供給方式（●AC電源式　○乾電池式　○発電式）　(5.1.1.7) 手動スイッチ（○あり　●なし）
	○大便器耐火カバー	※設ける（ピット内は除く）　○設けない
	○多目的トイレの器具配置	紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出ボタンの配置はＪＩＳ Ｓ ００２６による。
	●鏡	大きさ等は図示による。（図面番号　M-05　　）　(5.1.1.9)
	●給水方式	●水道直結方式　○高置ﾀﾝｸ方式　○増圧ﾎﾟﾝﾌﾟ方式（水道用直結加圧形ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ） ○ﾎﾟﾝﾌﾟ直送方式（小型給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ）
	○加入金等	※不要　○要（○本工事　○別途工事）　名称：

Project Name: 丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事

Note:

WORLD Architectural Designer's Co.,Ltd.
株式会社 ワールド設計

Drawing Name: 機械設備　特記仕様書３

No: M-02

Scale: NON(A2)

Date: 2026.03.16

Draw By:

Checked By:

Licence&Name: 一級建築士 No.166262 阪口 龍平

令和７年版　　Ｖｅｒ．１.０

給水設備	●配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）一般配管 〇硬質塩化ビニルライニング鋼管(SGP-VA,SGP-FVA) 〇ポリエチレン粉体ライニング鋼管(SGP-PA,SGP-FPA) 〇ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） ●水道用硬質塩化ビニル管(HIVP) 〇架橋ポリエチレン管 〇ポリブデン管 （２）地中配管 〇硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(内外面ﾗｲﾆﾝｸﾞ)(SGP-VD,SGP-FVD)　（〇屋内　〇屋外） 〇ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ粉体ﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管(内外面ﾗｲﾆﾝｸﾞ)(SGP-PD,SGP-FPD)　（〇屋内　〇屋外） ●水道用硬質塩化ビニル管(HIVP)　（●屋内　●屋外） 〇水道配水用ポリエチレン管（※屋外）　〇
	〇ポンプ類	〇揚水用ポンプ (5.1.2.1)(5.1.2.2) 共通ベースの材質、フート弁の呼び径等図示による。（図面番号　　） 〇小型給水ポンプユニット (5.1.2.3) 運転方式、制御方式、24時間強制ﾛｰﾃｰｼｮﾝ機能、ﾌｰﾄ弁の呼び径等図示による。 （図面番号　　） 〇深井戸用水中モーターポンプ (5.1.2.5) 揚水管の材質、低水位用電極(停止及び復帰用)及び制御ケーブルの長さ等図示による。 （図面番号　　） ※接液部の材質は、主成分に鉛を含まないもの、又は鉛除去表面処理されたものとする。
	〇タンク	（１）形式 (2.2.4.7)(5.1.4.2) 〇FRP製パネルタンク（※複合板形　〇単板形） 〇ステンレス鋼板製パネルタンク　（外部保温　〇あり　〇なし） 〇鋼板製一体形タンク （２）仕様 タンク本体給水栓用配管接続口　〇設ける　〇設けない 各接続管フレキシブルジョイント　〇ベローズ形　〇合成ゴム製 気相部の水位レベルは図示による。（図面番号　　） 安全ガード付きはしご　〇設ける　〇設けない
排水設備	●排水方式	汚水と雑排水　　屋内　●分流式　〇合流式 汚水･雑排水と雨水　屋外　●分流式　〇合流式 ポンプ排水　〇あり（〇汚水　〇雑排水　〇雨水　〇湧水　〇浄化槽二次側）※なし
	●放流先	（１）汚水　〇直放流下水管　〇浄化槽　●別途桝（既設） （２）雑排水　〇直放流下水管　〇浄化槽　●別途桝（既設）
	〇負担金	※不要　〇要（〇本工事　〇別途工事）　名称：
	●配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）汚水･雑排水管 ●水道用硬質塩化ビニル管(VP)　（●屋内　〇屋外） 〇建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル(RF-VP)　（〇屋内　〇屋外） 〇排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA)　（〇屋内　〇屋外） 〇耐火二層管（国土交通大臣認定品）　（〇屋内　〇屋外） 〇 （２）通気管 ●水道用硬質塩化ビニル管(VP) 〇建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管(RF-VP) 〇排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管(D-VA) 〇配管用炭素鋼鋼管(白管) 〇耐火二層管（国土交通大臣認定品） 〇 （３）流し等の床上露出部分の配管は、硬質塩化ビニル管(RF-VP)でもよい。
	〇汚水、雑排水及び汚物用水中ﾓｰﾀｰﾎﾟﾝﾌﾟ	ケーシング、羽根車の材質、電動機の型式、着脱装置等は図示による。 (5.1.2.7) （図面番号　　） 汚物用水中モーターポンプの極数は図示による。（図面番号　　） ストレーナ、水中ケーブルの長さは図示による。（図面番号　　）
	〇グリース阻集器	※ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(SUS304)　〇強化ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製(FRP) (5.1.7.8)
	〇満水試験継手	※要（取付箇所は図示による。（図面番号　　））　〇不要 (2.2.4.8)
給湯設備	〇給湯方式	〇中央式　〇局所式
	〇配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) 〇ステンレス鋼管(SUS304)（継手　　） 〇銅管（壁又は床埋設をする場合は、保温付被覆銅管を使用してもよい。） 〇耐熱性ライニング鋼管(SGP-HVA,SGP-H-FVA,SGP-H-FCA) 〇ポリブデン管 〇架橋ポリエチレン管
	〇ガス湯沸器	※瞬間式　〇貯湯式　（図面番号　　） (5.1.3.6)
	〇潜熱回収型給湯器	給湯熱効率（※９０％以上　〇　　％以上）（図面番号　　） (5.1.3.7)
	〇貯湯式電気温水器	節電機能等は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.8)
	〇ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ給湯機	タンク容量等は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.9)
	〇排気筒	排気筒を外気に開放する場合の頂部形状は図示による。（図面番号　　） (5.1.3.10)
	〇貯湯タンク	材質、電気防食の方式等図示による。（図面番号　　） (5.1.4.3)
消火設備	〇消火設備の種類	〇屋内消火栓　〇連結送水管　〇屋外消火栓　〇スプリンクラー　〇泡消火 〇粉末消火　〇不活性ガス消火　〇連結散水　〇フード等用簡易自動消火 〇ハロゲン化物消火 (5.1.5.2)～(5.1.5.11)
	〇配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (2.2.1.2) （１）一般配管 〇配管用炭素鋼鋼管(白管) 〇圧力配管用炭素鋼鋼管(STPG370白管)（〇Sch40　〇Sch80） 〇ステンレス鋼管（〇一般配管用　〇配管用）（継手　　） （２）地中配管 ※消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(SGP-VS)　（〇屋内　〇屋外） 〇消火用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ外面被覆鋼管(STPG370VS 白管Sch40)　（〇屋内　〇屋外）
消火設備	〇消火ﾎﾞﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	フート弁の呼び径等図示による。（図面番号　　） (5.1.2.8)
	〇消火用充水ﾀﾝｸ	本体の材質等図示による。（図面番号　　） (5.1.4.6)
	〇連結送水管	送水口の型式及び放水口の口径、材質は図示による。(図面番号　　) (5.1.5.3) 放水用器具格納箱　※鋼板製(1.6mm以上)　〇ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(1.5mm以上) 放水口格納箱　　※鋼板製(1.6mm以上)　〇ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(1.5mm以上)
	〇屋内消火栓	屋内消火栓箱　※鋼板製(1.6mm以上)　〇ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(1.5mm以上) (5.1.5.2)
	〇屋外消火栓	屋外消火栓箱　※鋼板製(1.6mm以上)　〇ｽﾃﾝﾚｽ鋼板製(1.5mm以上) (5.1.5.4) 消火栓開閉弁の材質　〇地上式（〇鋳鉄製（要部青銅製）　〇ステンレス鋳物製） 〇組込式（青銅製又はステンレス鋳物製）
	〇スプリンクラー	閉鎖型スプリンクラーヘッド　（〇湿式　〇乾式　〇予作動式） (5.1.5.5) スプリンクラー用送水口の型式及び材質は図示による。（図面番号　　）
	〇泡消火	消火薬剤（※水性膜泡消火薬剤　〇合成界面活性剤泡消火薬剤 (5.1.5.8) 感知用ヘッドの形式は図示による。（図面番号　　）
	〇連結散水	散水ヘッドの形式は図示による。（図面番号　　）(5.1.5.10) 送水口の型式及び材質は図示による。（図面番号　　）
厨房機器設備	〇安全装置	安全装置の機能は図示による。 (5.1.6.1)
	〇機器の固定	燃焼機器、加熱調理機器、高さが1.0mを超える機器及び図示による機器には、床又は壁に ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄで固定できるよう補強及び固定金具を備える。 (5.1.6.1) （図面番号　　）〈5.2.2.6〉
	〇流し	化粧板の有無、流しトラップの材質等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.4)
	〇作業台（調理台、脇台、盛付台等）	すのこ、引出し、戸棚等の有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.4)
	〇ｶﾞｽﾃｰﾌﾞﾙﾚﾝｼﾞ	甲板の厚さ、材質及びすのこの有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.5)
	〇電気ﾃｰﾌﾞﾙﾚﾝｼﾞ	すのこの有無等図示による。（図面番号　　） (5.1.6.5)
	〇揚物器・炊飯器・焼物器・煮炊釜・食器洗浄機	加熱方式は、図示による（図面番号　　） (5.1.6.5)
ガス設備	〇ガスの種類	〇都市ガス　発熱量　　MJ/Nm3　　ガス事業者名： 施工要領は、ガス事業者が定めるものに準じる。 〇液化石油ガス（※５０kg　〇２０kg）
	〇配管材料	図面に明記なき配管材料は、下記による。 (6.2.1.1)～(6.3.1.1) （１）一般配管 ※配管用炭素鋼鋼管(白管) 〇圧力配管用炭素鋼鋼管　〇銅管 （２）地中配管 ※ガス用ポリエチレン管(〇屋内　〇屋外) 〇合成樹脂被覆鋼管　（〇屋内　〇屋外）
	〇ガス漏れ警報器	※別途工事（　　）　〇本工事（外部出力端子 ※なし　〇あり） (6.2.1.3)
	〇ガスメーター	計量方式（〇実測式　〇パルス式） (6.2.1.7)
	〇防食処置	地中埋設管に電気防食を施す場合は図示による。（図面番号　　） (6.2.2.5)
	〇液化石油ガス用鋼管の溶接接合	溶接部の非破壊検査 (6.3.2.2)〈6.3.2.2〉 ※実施しない 〇実施する（〇放射線透過検査　〇浸透探傷検査又は粉体探傷検査）抜取率　　%
	〇地中埋設管の接合方法	※ＰＥ管工法　〇ＳＧＭ工法　〇ネジ工法
	〇ﾋﾟｯﾄ内施工方法	※合成樹脂被覆鋼管による　〇
	〇負担金	※不要　〇要（〇本工事　〇別途工事）　名称：
浄化槽設備	〇形式	※ユニット形　〇現場施工形 (8.1.1.1)
	〇処理種別	〇小規模合併処理　〇合併処理 (8.1.1.1)
	〇汚泥引抜き清掃消毒	※別途工事　〇本工事
	〇現場施工型	送風機室（〇本工事　〇別途工事） (8.1.1.2)～(8.2.2.2) 防護さく（〇本工事　〇別途工事） コンクリート躯体工事（土工事を含む）（〇本工事　〇別途工事） 換気用送風機　〇遠心送風機　〇軸流及び斜流送風機 〇壁掛式有圧換気扇(フード付)　〇天井式有圧換気扇 制御盤　〇漏電、過負荷、満水警報等の一括故障表示用無電圧接点及び端子を設ける。 消泡装置（〇ノズル式　〇消泡剤式） 消毒装置（〇固形塩素剤消毒装置　〇次亜塩素酸ソーダ消毒装置） マンホール　※標準図(機材１)によるﾏﾝﾎｰﾙふた(水封式)（錠又は回転ロック付） 管材及び弁類は図示による。（図面番号　　） 土留め等は図示による。（図面番号　　）
	〇ユニット型	基礎等の厚さ等図示による。（図面番号　　） (8.3.2.1)
撤去工事	●撤去工事	（１）引き渡しを要する配管、ダクト等の保温材は分離する。 〈1.5.1.1〉 （２）ダクト及び配管等の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。 （３）撤去後の補修は、原則として現状復旧とする。 〈1.4.2.4〉
環境配慮改修工事石綿処理	〇一般事項	建築設備に使用されている石綿含有材の処理 〇行う　〇行わない 除却後の仕上げ工事　〇図示（図面番号　　） [9.1.1] 石綿粉じん濃度測定　〇行う　測定対象工事（　　）　〇行わない

測定時期	測定場所	測定点		計
処理作業前	〇処理作業室内	点	室	点
	〇施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
処理作業中	〇処理作業室内	点	室	点
	〇セキュリティーゾーン入口	点	室	点
	〇集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	点	室	点
	〇施工区画内周辺又は敷地境界	点	室	点
処理作業後（隔離シート撤去前）	〇処理作業室内	点	室	点
	〇施工区画周辺又は敷地境界	点	室	点
		合　計		点

〇測定方法　※位相差顕微鏡法

環境配慮改修工事石綿処理	●石綿作業主任者	※適用する [9.1.2]
	〇特別管理産業廃棄物管理責任者	※適用する [9.1.2]
	●表示及び掲示	※事前調査結果、作業内容を公衆及び労働者に見やすい場所に掲示すること（石綿含有仕上塗材除去に関して、労働基準監督署及び奈良県景観環境総合センター（奈良市においては奈良市保健・環境検査課）への届出は不要）
	〇石綿含有吹付け材の除去	※負圧隔離養生を行う [9.1.1] [9.1.3] 除去工法 ※除去工法（(一財)日本建築センター（BCJ）の審査証明（写)添付） ※除去工法（（一財）日本建築総合試験所（GBRC）同等の建築技術性能証明書（写）添付） 〇封じ込め処理（　　）　〇囲い込み処理（　　） 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化　〇固形化　保管場所（　　） 除去した石綿含有吹付け材の処分 〇埋立処分（管理型最終処分場）　〇中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
	〇石綿含有保温材等の除去	除去工法 [9.1.1] [9.1.4] 〇手ばらし（　　） 〇切断又は粉砕して除去（負圧隔離養生を行う） 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化　〇固形化　保管場所（　　） 除去した石綿含有保温材等の処分 〇埋立処分（管理型最終処分場）　〇中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
	●石綿含有成形板等の除去	除去工法 [9.1.5] ※湿潤化のうえ、原形のまま、手ばらし 〇切断、粉砕等（養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う）　〇（　　） 保管場所　（　　） 除去した石綿含有成形板の処分 ※石綿含有せっこうボードは管理型最終処分場で埋立処分する ●上記以外（●埋立処分　〇中間処理）
	●石綿含有仕上塗材の除去	除去工法 [9.1.6] ※建築物等の解体に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止徹底マニュアル（令和６年２月版）による工法の作業手順に従い、施工すること。 ※隔離養生　〇（　　） ※湿潤化　〇（　　） 〇高圧水洗や剥離剤を用いる。(養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う) 〇電動工具を用いて除去作業を行う。 除去した石綿含有仕上げ塗材の固形化　〇行う　●行わない 汚泥として処理が必要な場合　〇（　　） 除去した石綿含有仕上げ塗材の処分　●埋立処分　〇中間処理
	●石綿含有材の箇所	※仕上表及び図面の建材表示の前に▲を付したもの ※石綿含有の有無は、目視及び設計図書等によるものである。
特別管理産業廃棄物の処理	〇一般事項	分析調査 [5.4.1] 微量ＰＣＢ　〇行う（分析箇所：　箇所）　〇行わない ＰＣＢ含有シーリング　〇行う（分析箇所：　箇所）　〇行わない ダイオキシン類のサンプリング調査 〇行う（調査箇所：　箇所）　〇行わない
	〇特別管理産業廃棄の処分等	特別管理産業廃棄物

種　類	処分（処理）方法
〇廃石綿等	改修工事標準仕様書9章1節[石綿含有建材の除去工事]による。
〇PCBを含む機器類	保管（保管場所：　　） 保管容器は別図による。（図面番号　　）
〇PCB含有シーリング材	保管（保管場所：　　）
〇廃油	〇焼却処分　〇中間処理施設再生処理
〇廃酸／廃アルカリ	製造業者又は専門業者（回収委託） 〇中和処理　〇焼却処分　〇中間処理施設再生処理
〇ダイオキシン類	解体方法（　　）　処分方法（　　）

特殊な建設副産物の処理	〇施工計画調査	分析調査　〇行う　〇行わない [7.1.3] ※調査結果を書面で監督員に報告する。
	〇特別な建設副産物の処分等	[7.3.1]

種　類	処分（処理方法）
〇フロン	※登録回収業者（回収委託）
〇ハロン	※設備設置業者（処理委託）
〇イオン化式感知器	※製造業者等（処理委託）
〇六ふっ化硫黄(SF6)ガス	※製造業者（処理委託）
〇ＰＦＯＳ	※処理業者（処理委託）
〇特定化学物質	※処理業者（処理委託）
〇特別産業廃棄物等リスト	別図による（図面番号　　）

Project Name: 丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事

Note:

WORLD Architectural Designer's Co.,Ltd.
株式会社 ワールド設計

Drawing Name: 機械設備　特記仕様書４

No: M-03

Scale: NON(A2)

Date: 2026.03.16

Draw By:

Checked By:

Licence&Name: 一級建築士 No. 166262 阪 口 龍 平

令和７年版　　Ｖｅｒ．1.0

（設備機材）・ボイラー（鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー、鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー、鋼製ボイラー）
・温水発生機（真空式温水発生機(鋼製･鋳鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製･鋳鉄製)）
・冷凍機（ﾁﾘﾝｸﾞﾕﾆｯﾄ及び空気熱源ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ、吸収冷温水機、吸収冷温水機ﾕﾆｯﾄ、遠心冷凍機）
・冷却塔（冷却塔）
・空気調和機（ﾕﾆｯﾄ形空気調和機、ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ及びｶｾｯﾄ形ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ、ｺﾝﾊﾟｸﾄ形空気調和機、ﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機、ﾏﾙﾁﾊﾟｯｹｰｼﾞ形空気調和機、ｶﾞｽｴﾝｼﾞﾝﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ式空気調和機）
・空気清浄装置（ｴｱﾌｨﾙﾀｰ(ﾊﾟﾈﾙ形、折込形)、自動巻取形ｴｱﾌｨﾙﾀｰ、電気集じん器(自動巻取形、ﾊﾟﾈﾙ形)）
・全熱交換器（全熱交換器(回転形、静止形)、全熱交換ﾕﾆｯﾄ）
・送風機類（遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ﾎﾞｯｸｽ付送風機）
・ポンプ類（横形遠心ポンプ(空調用、ボイラー給水用、揚水用)、水中モーターポンプ（汚水用、雑排水用、汚物用)、立形遠心ポンプ(ボイラー給水用、揚水用)）
・ダクト付属品（吹出口･吹出口、風量ユニット(定風量、変風量)）
・自動制御（自動制御システム）
・衛生器具ユニット（衛生器具ユニット）
・タンク(FRP製パネルタンク、密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形)、ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形))
・消火装置（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ消火ｼｽﾃﾑ、不活性ｶﾞｽ消火ｼｽﾃﾑ、泡消火ｼｽﾃﾑ、ﾊﾛｹﾞﾝ化物消火ｼｽﾃﾑ）
・厨房機器（厨房システム）
・鋳鉄製ふた（マンホールふた・弁桝ふた）

設備機材等指定表

機　　材	製造者名	製造者名	製造者名

Project Name　丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事
Note
WORLD Architectural Designer's Co.,Ltd.
株式会社 ワールド設計
Drawing Name　機械設備　特記仕様書５
No　M-04
Scale　NON(A2)
Date　2026.03.16
Draw By
Checked By
Licence&Name　一級建築士 No. 166262　阪　口　龍　平

衛生器具リスト（改修）

記号	器具名称	ネポン 品番	ネポン 付属品	TOTO 品番	TOTO 付属品	LIXIL 品番	LIXIL 付属品	男子便所	女子便所	道具入		屋外	小計
C－1	洋風便器	ATW-709	フラッシュバルブ水道直結、使用水量300mL/回					2	2				4
U－1	小便器（床置式）	ATU-309	フラッシュバルブ水道直結、使用水量300mL/回					2					2
L－1	洗面器			L270C	TLE28SS1W,TLDP2105JA,TL220D			2	2				4
S－1	掃除流し			SK22A	T23AEQ20C,T37SGEP,TN114,T9R,TK22					1			1
TS－1	L型手摺り			T112CL9	T110D3R×4			－	－				－
TS－2	可動式手摺り			T112HK7R	T110D17S			－	－				－
TS－3	小便器用手摺り			T112CU22	T110D3R×4			－					－
TS－4	洗面器用手摺り			T112CP26	T110D3R×4			－	－				－
P－1	紙巻器			YH191(R/L)	棚付二連紙巻器			2	2				4
Y－1	ベビーシート			YKA25S	YPH62018W2R,T110D28			－	－				－
T－1	化粧鏡			YM4560F	450×600			1	1				2
T－2	化粧鏡			YM512	450×1000			1	1				2

衛生器具リスト（撤去）

器具名称	品番	付属品	男子便所	女子便所	休憩所		屋外	小計
洋風便器 ▲	STW-51CP	簡易水洗（泡式）、操作ボックス、止水栓、フレキ	1	1				2
和風便器 ▲	STJ-20CP	簡易水洗（泡式）、操作ボックス、止水栓、フレキ	1	2				3
小便器 ▲	STU-300CP	簡易水洗（泡式）、床置形	4					4
洗面器 ▲	L230	T210S、T4A、TGP、T9RAY、T8CAY	1	2	1			4
掃除流し	SK22A	T23AE20、T37SN、TK22、T9RAY	1					1
Ｉ型手摺り			2	3				5
小便器用手摺り			1					1
紙巻器	YH120M		2	3				5
化粧鏡	TS119AE3		1	2				3
洗浄供給装置	PSN-20	W500×H1500×D240	1					1

注記
・▲は石綿含有建材を示す。

Project Name: 丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事

Note:

WORLD Architectural Designer's Co.,Ltd.
株式会社 ワールド設計

Drawing Name: 衛生器具リスト（撤去・改修）
No: M-05
Scale: NON(A2)
Date: 2026.03.16
Draw By:
Checked By:
Licence&Name: 一級建築士 No. 166262 阪口龍平

現況図

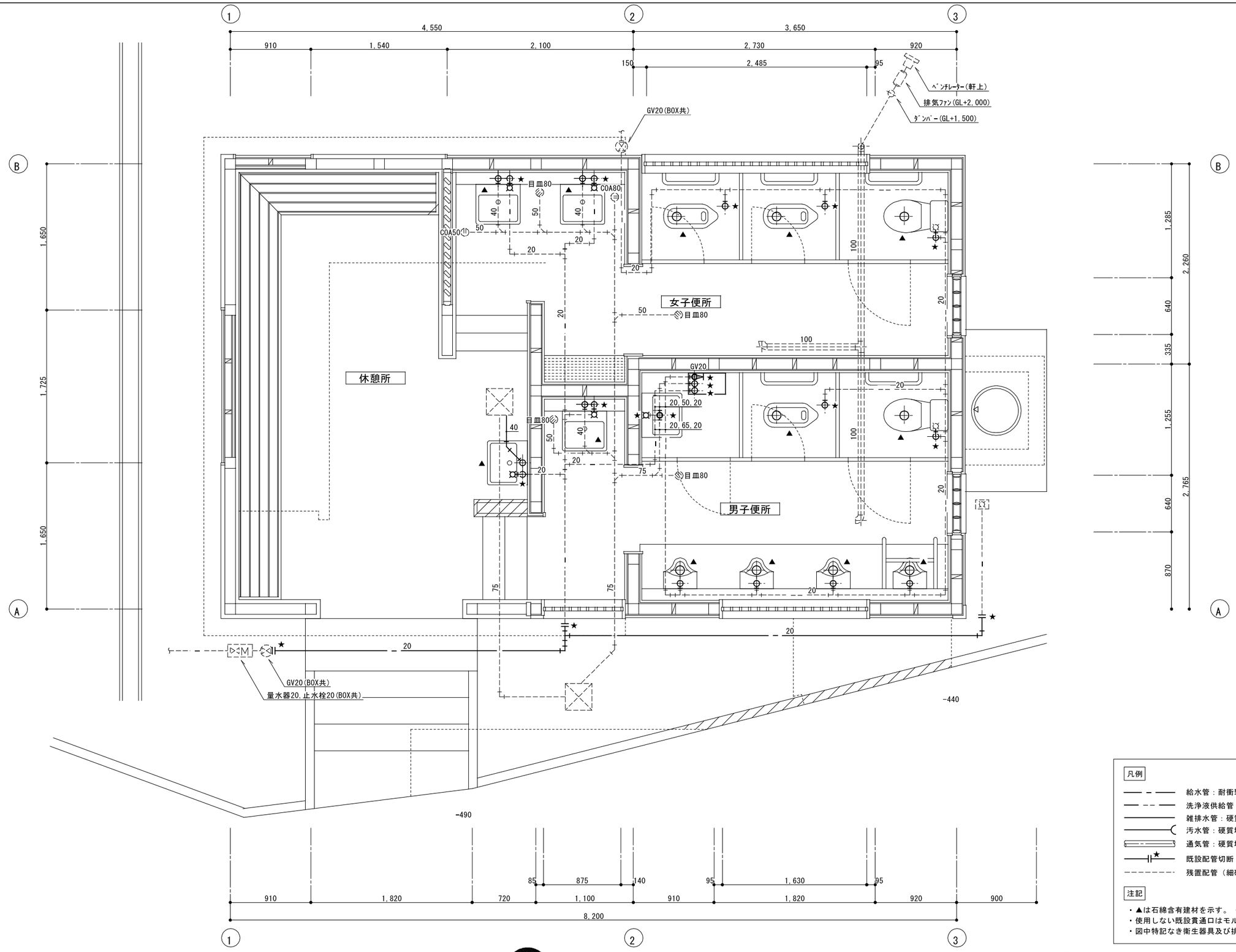

凡例

- 給水管：耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)
- 洗浄液供給管：耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)
- 雑排水管：硬質塩化ビニル管(VP)
- 汚水管：硬質塩化ビニル管(VP)
- 通気管：硬質塩化ビニル管(VP)
- 既設配管切断（使用しない箇所は閉塞）
- 残置配管（細破線）

注記

- ▲は石綿含有建材を示す。（衛生器具）
- 使用しない既設貫通口はモルタル補修すること。
- 図中特記なき衛生器具及び排水金具は撤去のこと。

Project Name: 丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事

Note:

WORLD Architectural Designer's Co.,Ltd.
株式会社 ワールド設計

Drawing Name: 給排水設備 平面詳細図（撤去）

No: M-06

Scale: 1:50(A2)

Date: 2026.03.16

Draw By:

Checked By:

Licenced Name: 一級建築士 No.166262 阪口 龍平

改修図

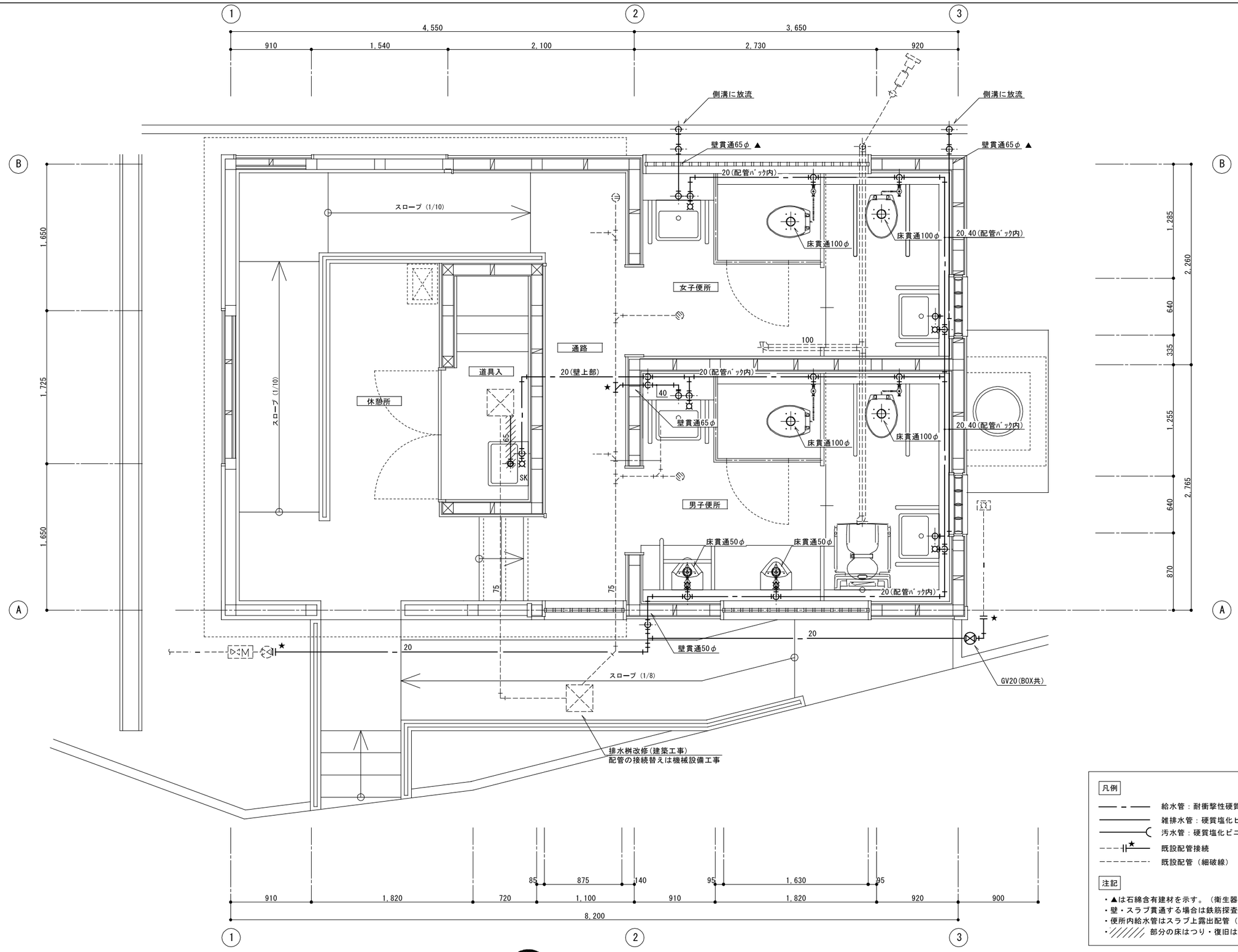

凡例

- 給水管：耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIVP)
- 雑排水管：硬質塩化ビニル管(VP)
- 汚水管：硬質塩化ビニル管(VP)
- 既設配管接続
- 既設配管（細破線）

注記

- ▲は石綿含有建材を示す。（衛生器具）
- 壁・スラブ貫通する場合は鉄筋探査を行い、既設鉄筋を切断しないこと。
- 便所内給水管はスラブ上露出配管（保温共）とする。
- ////// 部分の床はつり・復旧は建築工事とする。

Project Name: 丹生川上園地（公衆トイレ）改修工事

Note:

WORLD Architectural Designer's Co.,Ltd.
株式会社 ワールド設計

Drawing Name: 給排水設備　平面詳細図（改修）

No: M-07

Scale: 1:50(A2)

Date: 2026.03.16

Draw By:

Checked By:

Licence No.Name: 一級建築士 No.166262 阪口龍平